大磯町監査公表第　　９　　号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和８年７月 24 日

大磯町監査委員　脇　　國廣

同　　橋本　秀彦

監査結果報告書

１．監査の種類
　　定期監査

２．監査の対象部課等
　　政策総務部政策課

３．監査の範囲及び事務
　　令和７年４月１日から令和８年３月31日までに執行された令和７年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

４．監査の実施期間
　　令和８年５月20日から令和８年６月29日まで

５．監査の方法及び監査項目
　　令和８年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。
　　なお、監査に際しては、監査対象課である政策課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

６．所掌事務の概要
　　総合計画の策定及び進行管理、行政改革に関すること、広報の編集及び発行の事務、広聴活動に関する事務、町長の秘書事務、各部門にわたる重要事務事業の調整に関すること、特命事項に関すること、情報施策の企画及び総合調整、高度情報化の推進に関することを行っている。

７．監査の結果
　　令和７年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。